

地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の再就職に関する取扱要綱

制定 平成28年 3月31日
最終改正 平成31年 3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、退職する職員の再就職の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、再就職の公正性及び透明性を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人岩手県工業技術センター（以下「法人」という。）の役職員をいう。
- (2) 退職者 退職した職員をいう。
- (3) 退職予定者 退職を予定している職員をいう。
- (4) 営利企業等 営利企業（商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業をいう。以下同じ。）及び営利企業以外の法人（国、国際機関、他の地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）をいう。

(再就職の支援)

- 第3条 退職予定者が再就職を希望する場合は、岩手県職員退職予定者人材バンク（以下「人材バンク」という。）を利用して、退職予定者の再就職を支援するものとする。
- 2 退職予定者のうち人材バンクによる再就職を希望しない者については、個人の就職活動により再就職することを妨げないものとする。この場合において、情報提供を行う等再就職の支援は行わないものとする。
 - 3 前各項に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、岩手県の例による。

(在職中の求職の規制)

第4条 退職予定者は、利害関係企業等（職員の職務に利害関係を有するものとして職員の職務に係る倫理の保持に関する規則（平成13年岩手県規則第117号）第3条第1項で定める利害関係者の属する営利企業等をいう。以下同じ。）に対し、職務上の地位を利用することにより、退職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に自らが就くことを要求してはならない。

(営利企業への再就職の自粛等)

- 第5条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第1項、第4項及び第5項並びに職員等の退職管理に関する条例（平成28年岩手県条例第16号。以下「条例」という。）第2条の規定による再就職者による依頼等の規制のほか、退職時に総括課長級（主幹等相当職は除く。以下同じ。）以上の職にある職員が、退職前5年間に在職していた職と密接な関係にある営利企業への再就職は、原則として退職後2年間は自粛を求めることとする。
- 2 前項の場合において、当該営利企業が職員の再就職を強く求めたときは、当該営利企業に再就職した者及び当該営利企業に対し、県及び法人の公共事業等に係る営業活動に2年間従事しないよう要請することとする。

(再就職状況の公表)

- 第6条 退職者のうち、条例第3条及び職員等の退職管理に関する規則（平成28年岩手県人事委員会規則第11号）第24条に規定する再就職の届出があった者の再就職状況について、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 再就職者の氏名
 - (2) 離職時の職
 - (3) 離職日
 - (4) 再就職日
 - (5) 再就職先の名称
 - (6) 再就職先における地位

- 2 前項の公表は、毎年度、7月末日までに再就職の届出があったものについて、9月末日までに公表するものとする。ただし、8月以降に再就職の届出があったものについては、翌年度の再就職状況の公表に含めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、職員の再就職の取扱いに関し必要な事項は、岩手県の例による。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター職員の再就職に関する取扱要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月14日から施行する。